

電気・ガス価格激変緩和対策事業の延長について

松栄ガス株式会社は経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、「本事業」)」によるガス料金の軽減措置を実施してまいりましたが、この度軽減措置の期間が2024年5月使用分(2024年6月検針分)まで延長されることになりましたのでお知らせいたします。

本事業は、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや松栄ガスへのご連絡は不要です。

1. ガス料金軽減措置の内容

2023年1月使用(2月検針)分から12月使用(2024年1月検針)分までのところ、2024年5月使用(2024年6月検針)分まで期間を延長するものです。なお、軽減単価は2024年4月使用(2024年5月検針)分までは1m³あたり15円(税込)とし、2024年5月使用(2024年6月検針)分は半額の1m³あたり7.5円(税込)を原料費調整単価から差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

ただし、都市ガスの年間契約量が1,000万m³以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

また、値引き後の毎月のガス料金単価については、検針票または弊社ホームページにてお知らせいたします。

2. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【お問い合わせ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス激変緩和対策事務局

フリーダイヤル：0120-013-305

受付時間：全日9時から17時まで(年末年始を除く)

《お問い合わせ先》 松栄ガス株式会社 企画総務 G 担当 染野
TEL：0493-23-7151